

4 法人税

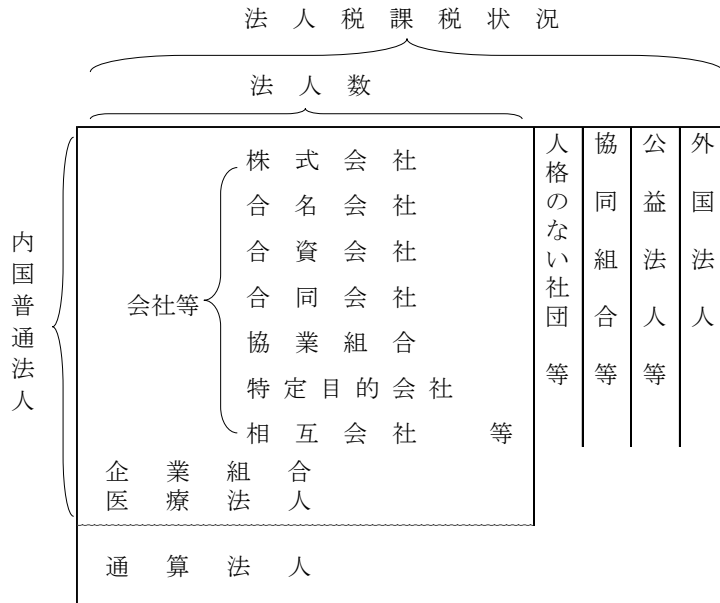
統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、法人数から成っており、全数調査により調査、集計した。「4-1 課税状況」は、課税対象となる法人について示しており、「4-2 法人数」はその内、内国普通法人及び通算法人を業種別、資本金階級別等にしたものである。

なお、「4-1 課税状況」で示している税額に関する項目に復興特別法人税は含まず、地方法人税は参考として掲載している。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



(注) 通算法人には、協同組合等を含む。

2 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税の範囲

イ 内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。	公共法人……………	法人税法別表第一に掲げる法人をいう。 ⇒法人税の納税義務を有しない。 (例 地方公共団体、地方道路公社、日本放送協会)
	公益法人等……………	法人税法別表第二に掲げる法人をいう。 ⇒収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 (例 公益財団法人、公益社団法人、非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人) ※特定非営利活動法人など、公益法人等とみなされる法人を含む。
	協同組合等……………	法人税法別表第三に掲げる法人をいう。 ⇒課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。 (例 農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合)
	人格のない社団等……………	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。 ⇒収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
	普通法人……………	上記以外の法人をいう。 ⇒課税の範囲について特例はない。

ロ 外国法人……内国法人以外の法人をいう。
⇒国内源泉所得（人格のない社団等については、国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得）について課税される。

ハ 通算法人……通算親法人又は通算子法人をいう。
⇒各通算法人に対して、所得について課税される。

ニ 連結法人……連結親法人又は連結子法人をいう。
⇒連結親法人に対して、連結所得について課税される。

(2) 事業年度……………法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で法令や定款等で定めるものをいう。
年1回決算（会計期間12か月）の法人、年2回決算（会計期間6か月）の法人などがある。

(3) 資本金の額等……事業年度末における資本金の額又は出資金の額をいう。

3 法人税の税率

(1) 各事業年度の所得及び各連結事業年度の連結所得並びに清算所得に対する税率

区 分	各事業年度の所得に対する税率								区 分	清算所得に対する税率		
	普通法人		協同組合等		公益法人等					普通法人	協同組合等	
	基本税率	中小法人の 軽減税率			一般社団法人等		左記以外の公益法人等					
年 800 万円 超の金額			年 800 万円 以下の金額	年 800 万円 超の金額	年 800 万円 以下の金額	年 800 万円 超の金額	年 800 万円 以下の金額					
平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度 （平成 24 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に限る。）	30%	18%	22% (26%)	18%	30%	18%	22%	18%	平成 11 年 4 月 1 日以後に解散又は平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に合併をした場合	27.1%	20.5%	
平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	25.5%	15%	19% 【20%】 《22%》	15% 【16%】	25.5%	15%	19%	15%		平成 22 年 10 月 1 日以後に解散をした場合	廃止 （通常所得課税）	
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	23.9%				23.9%							
平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	23.4%				23.4%							
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	23.2%	15% (19%)	19% 《22%》	15%	23.2%							
平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度												
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度												

(注) 1 各事業年度の所得及び各連結事業年度の連結所得に対する税率のうち、普通法人又は普通法人である連結親法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金 1 億円以下の法人又は資本を有しない法人の所得金額又は連結所得金額のうち、年 800 万円以下の金額について適用される。ただし、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において、資本金 5 億円以上の大法人等（連結親法人については資本金 5 億円以上の大法人等である外国法人）との間に、その大法人等による完全支配関係がある普通法人（内国法人に限る。）については、この軽減税率は適用されない。

また、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除く。）においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている普通法人についても、この軽減税率は適用されない。

2 中小通算法人（大通算法人*以外の普通法人である通算法人をいう。）については、各事業年度の所得に対する税率のうち中小法人の軽減税率については、1 にかかわらず、中小通算法人（大通算法人*以外の普通法人である通算法人をいう。）の所得の金額のうち軽減対象所得金額以下の金額が対象とされる。

なお、軽減対象所得金額とは、次の算式により計算した金額をいう。

$$800 \text{ 万円} \times \frac{\text{その通算法人の所得の金額}}{\text{各通算法人の所得の金額の合計額}}$$

※ 大通算法人とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人がその各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人その他一定の法人に該当する場合におけるその普通法人をいう。

3 中小法人の軽減税率の（ ）書きの税率は、適用除外事業者（その事業年度又は連結事業年度開始の前 3 年以内に終了した各事業年度又は連結事業年度の所得金額又は連結所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等をいう。）に該当する法人の所得のうち年 800 万円以下の部分について適用される。

4 協同組合等の【 】書きの税率は、連結法人である場合について適用される。

また、通算親法人である協同組合等及びその通算子法人については、表中「年 800 万円」とあるのは「軽減対象所得金額」と読み替える。

5 協同組合等の《 》書きの税率は、特定の協同組合等の所得のうち年 10 億円を超える部分について適用される。

6 一般社団法人等とは、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人をいう。

7 普通法人のうち、特定の医療法人（措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する国税庁長官の承認を受けたものをいう。）に該当する場合、年 800 万円超の金額については 19%（その特定の医療法人が連結法人である場合には 20%）、年 800 万円以下の金額については 15%（その特定の医療法人が連結法人である場合には 16%）の税率が適用される。

(2) 退職年金等積立金に対する税率

退職年金等積立金の額の 1 %

(注) 平成 11 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、法人税は課されない。

(3) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率

特定信託の各計算期間の所得額の 30 %

(注) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率は、平成 19 年 9 月 30 日前に効力を生じた信託について適用される。

(4) 特定同族会社及び同族特定信託の留保金に対する特別税率

特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を区分してそれぞれの金額に税率を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

イ 留保金額

(イ) 特定同族会社

各事業年度の留保所得金額から次のうち最も多い金額を控除した金額

①所得等の金額の 40%相当額

②年 2,000 万円

③資本金の 25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額

(n) 同族特定信託

各計算期間の留保所得金額から次のうちいずれか多い金額を控除した金額

①所得等の金額の 40%相当額

②年 2,000 万円

ロ 留保金額に対する税率

年 3,000 万円以下の金額の 10%

年 3,000 万円を超え、年 1 億円以下の金額の 15%

年 1 億円を超える金額の 20%

(注) 1 この特別税率の適用について、対象会社(特定同族会社)の判定は 1 株主グループにより行われる (同族特定信託の判定も同様)。

2 特定同族会社のうち、資本金 1 億円以下の被支配会社については、この特別税率は適用されない。ただし、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度においては、資本金 1 億円以下の被支配会社であっても、資本金 5 億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある被支配会社については、この特別税率が適用される。

また、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度 (平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除く。)においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている被支配会社についても、この特別税率が適用される。

3 同族特定信託の留保金に対する特別税率は、平成 19 年 9 月 30 日前に効力を生じた信託について適用される。

4 清算中の被支配会社については、この特別税率は適用されない。

(5) 連結特定同族会社の連結留保金に対する特別税率

連結特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その連結特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を区分してそれぞれの金額に税率を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

イ 連結留保金額

各連結事業年度の連結留保所得金額から次のうち最も多い金額を控除した金額

①連結所得等の金額の 40%相当額

②年 2,000 万円

③連結親法人の資本金の 25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額

ロ 連結留保金額に対する税率

年 3,000 万円以下の金額の 10%

年 3,000 万円を超え、年 1 億円以下の金額の 15%

年 1 億円を超える金額の 20%

(注) 1 この特別税率の適用について、対象会社(連結特定同族会社)の判定は、1 株主グループにより行われる (同族特定信託の判定も同様)。

2 連結特定同族会社に該当する連結親法人の資本金が 1 億円以下である場合、この特別税率は適用されない。

ただし、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結事業年度においては、資本金 1 億円以下である連結親法人であっても、国外の資本金 5 億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この特別税率が適用される。

また、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結事業年度 (平成 23 年 6 月 30 日前に終了する連結事業年度を除く。)においては、完全支配関係がある複数の大法人等に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人についても、この特別税率が適用される。